金融系外国企業を対象にした地方税の軽減制度の御案内

大阪府 Osaka Prefectural Government　City of Osaka 大阪市

2027年度までに大阪市内に進出した場合、**法人住民税及び法人事業税を最大10年間ゼロ！！**

制度概要

軽減税目	大阪府	法人住民税（均等割・法人税割）・ 法人事業税
	大阪市	法人住民税（均等割・法人税割）
軽減割合	対象事業の割合に応じて、相当する額を控除（最大で全額控除）	
対象事業	資産運用業	• 第１種金融商品取引業（例：証券会社） • 第２種金融商品取引業（例：クラウドファンディング事業者） ➢ 適格機関投資家に関する業務についての登録等の特例、投資法人の発行する投資証券等の募集を含む • 投資助言・代理業（例：投資顧問業者） • 投資運用業（例：アセットマネジメント、ベンチャーキャピタル）
	フィンテック事業	• 情報技術を用いて革新的な金融サービスを提供するもの
対象法人	• 2023年11月1日以降に大阪市内に本支店を設置した法人であって、以後継続して本支店を有する次の法人 ➢ 外国法人（過去に日本に本支店を設置していた場合を除く。） ➢ 内国法人（①から③のいずれかを満たす2023年11月1日以降に設立された法人） ① 外国投資家（外国法人が100%出資する会社等）が株主又は社員の議決権の全部を直接保有している法人 ② 外国投資家が出資割合の100%である法人又はその構成員の全部を占めている法人（①を除く） ③ 外国投資家が役員等の100%を占めている法人 • 登記事項証明書等で本支店の設置状況が確認できること • 事業開始にあたり金融商品取引業等のライセンスが必要な場合には、ライセンスの取得を行っていること	
軽減期間	最大10年間　（２年ごとに事業計画の延長が必要）	
事業計画の認定	事業者作成の「事業計画」について審査会の意見を聞いた上で、大阪府及び大阪市が認定	

● 問い合わせ先： **国際金融ワンストップサポートセンター大阪**
● 電話番号：06-6136-3524　メールアドレス：f-onestop@global-financial-city-osaka.jp